

2022年11月10日

NHK 経営計画（2021-2023 年度）の修正案等に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された「NHK 経営計画（2021-2023 年度）の修正案」（以下、修正案）および「日本放送協会放送受信規約（素案）」に対して以下の通り意見を述べる。

当委員会はかねて、NHK 改革の大前提は子会社等を含めたグループ全体を対象に業務、受信料、ガバナンスの「三位一体改革」を不可分で進めることだと指摘してきた。NHK は修正案で 23 年 10 月に地上・衛星契約の受信料をともに約 1 割値下げする方針を示し、前田晃伸会長は「NHK が進めてきた三位一体改革の総仕上げ」と説明している。受信料の値下げや費用削減の実績などが盛り込まれているが、この修正案やこれまでの NHK の取り組みをもって、改革が終わったとは到底言えない。三位一体改革は NHK 自らがまず公共放送として必要な業務範囲を絞り込み、民間と競合する事業も多い子会社の業務範囲を再定義して適正なガバナンスを確保し、それに見合った受信料体系や水準を示すことが必要だ。NHK が自ら改革のグランドデザインを示し、その作業を不断に進めていくことが、「公共メディア」を標榜する NHK として、国民・視聴者から理解を得ていくためには欠かせない。

以下、個別項目について、三位一体改革の項目に沿って指摘する。

<受信料改革について>

修正案は値下げの原資に、「財政安定のための繰越金」から 1500 億円を充てるとしている。コスト削減など経営努力によるものとのことだが、繰越金が約 2300 億円と現経営計画策定時よりも大幅に積み上がっている以上、当然の取り組みである。子会社には依然膨大な内部留保があり、大半は、受信料を NHK の経営原資として負担している国民・視聴者への還元原資として活用されるべきではないか。業務範囲の再定義を踏まえてさらなる抜本的な経営合理化策を講じるとともに、こうした原資を活用することで引き続き国民・視聴者に還元する姿勢を示してほしい。

中長期的には、より公平で低廉な受信料制度への移行についても検討を深めるべきで、インターネット活用業務との整理も必要だ。総務省「公共放送ワーキンググループ (WG)」でも検討課題となっているが、まずは NHK が自らの考えを示すことが議論の出発点になる。

<業務改革 (NHK 本体) について>

NHK は現経営計画から、番組のジャンル別管理によって制作費の総量を圧縮するとしてい

る。制作費は公共放送としてふさわしい報道・防災・教育・福祉・伝統芸能といったジャンルに集中すべきだ。収支を勘案する民間企業では取り組みにくいコンテンツの制作に注力し、該当しないジャンルについては撤退または縮小することで、大胆に経費を削減するよう求める。

200 億円という膨大な原資を基に展開しているインターネット活用業務については、「放送の補完」として抑制的な運用が必要だ。なし崩し的な業務拡大の一因となっている「理解増進情報」の定義を厳格化し、抑制する方向で見直すべきだ。同時に、現経営計画はネット業務にかかる抑制的な費用管理の仕組みを具体化することを掲げており、その進ちよくや費用の詳細な内訳を開示すべきである。

なお、今後のネット業務の在り方については、公共放送 WG の論点の一つにもなっていることを踏まえ、受信料制度との整合性や他の事業者との競争の公正性、言論の担い手の多様性などさまざまな観点から議論が行われるよう、NHK が自ら考えを示すべきだ。

<業務・ガバナンス改革（子会社）について>

三位一体改革を進めるにあたっては、子会社改革を含めた議論が欠かせない。修正案で NHK は業務委託費や子会社役員の削減によって改革を進めていると説明している。しかし、問われているのは、子会社が民間と同じような業務を行って利益を得ることではなく、子会社が本来担うべき、民間に担えない業務を整理して、行うことではないか。業務の線引きが不十分だ。統合後の管理部門の効率化、重複業務の削減など、さらなる業務効率化、ガバナンス強化の推進とともにグループ経営がどう変わったかを検証していくことが必要だ。

会計検査院は 2007 年と 17 年の二度にわたり、NHK の関連会社が行う業務の妥当性や内部留保、随意契約の割合の高さを指摘した。これらに答え、それぞれの社について進ちよくを明らかにすると同時に、改革の道筋を示すことを求めたい。特殊法人である NHK の子会社・関連団体が、受信料を原資として制作された NHK のコンテンツを使って事業を行っていることに鑑みれば、その業務範囲は NHK 本体業務の枠から逸脱しない範囲にとどまるべきだ。NHK には、子会社・関連団体の業務実態を開示し、第三者のチェックを受け、グループ企業としてふさわしくない業務は廃止するよう求める。

<割増金制度について>

放送受信規約（素案）に盛り込まれた割増金制度の運用は抑制的であるべきだ。受信料の公平負担に向け未契約者に契約と受信料支払いを促す一定の効果があると考えられるが、ある種の「罰金」と捉えられかねない危うさがある。安易な運用によって、視聴者のテレビ離れ、さらには放送制度全般に対する信頼を損なうことになれば本末転倒だ。NHK は「割増金が導入されても、NHK の価値や受信料制度の意義を理解してもらい、納得して手続きや支払いをしてもらうという、これまでの方針は変わらない」との考え方を示しており、この方針を厳守すべきである。

以 上